

## 警察関係手数料の免除について

福井県警察では、令和6年1月に発生した能登半島地震により被災された方を対象として、警察関係の手数料を免除することとなりましたので、お知らせします。

### 1 対象となる方

令和6年1月に発生した能登半島地震により被災された方、その他特に必要と認められる方

### 2 免除対象となる手数料、申請期間

	減免の対象	金額	減免額	申請期間
1	風俗営業許可申請手数料	5,400～	全額	原則として被災した日から1年間
2	風俗営業許可証再交付手数料	1,200	全額	原則として被災した日から1年間
3	風俗営業相続承認申請手数料	9,000～	全額	原則として被災した日から1年間
4	風俗営業構造設備変更承認申請手数料	9,900	全額	原則として被災した日から1年間
5	風俗営業許可証書換え手数料	1,500	全額	原則として被災した日から1年間
6	特例風俗営業認定申請手数料	13,000～	全額	原則として被災した日から1年間
7	特例風俗営業認定証再交付手数料	1,200	全額	原則として被災した日から1年間
8	風俗営業遊技機変更承認申請手数料	2,400～	全額	原則として被災した日から1年間
9	性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	1,500	全額	原則として被災した日から1年間
10	性風俗関連特殊営業届出確認書等再交付手数料	1,200	全額	原則として被災した日から1年間
11	古物営業許可証書換え手数料	1,500	全額	原則として被災した日から1年間
12	古物営業許可証再交付手数料	1,300	全額	原則として被災した日から1年間
13	営業所移転許可申請手数料	12,000	全額	原則として被災した日から1年間
14	管理者の新設または変更許可申請手数料	5,700	全額	原則として被災した日から1年間
15	質屋営業許可証書換え手数料	1,500	全額	原則として被災した日から1年間
16	質屋営業許可証再交付手数料	1,300	全額	原則として被災した日から1年間
17	金属くず商許可証書換え手数料	700	全額	原則として被災した日から1年間
18	金属くず商許可証再交付手数料	700	全額	原則として被災した日から1年間
19	銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料	1,600	全額	原則として被災した日から1年間
20	銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料	1,900	全額	原則として被災した日から1年間
21	年少射撃資格認定証書換え手数料	1,800	全額	原則として被災した日から1年間
22	年少射撃資格認定証再交付手数料	1,900	全額	原則として被災した日から1年間
23	警備業認定証書換え手数料 ※	2,200	全額	原則として被災した日から1年間
24	警備業認定証再交付手数料 ※	2,000	全額	原則として被災した日から1年間
25	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	1,800	全額	原則として被災した日から1年間
26	警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料	1,800	全額	原則として被災した日から1年間
27	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	1,800	全額	原則として被災した日から1年間
28	機械警備業務管理者資格者証再交付手数料	1,800	全額	原則として被災した日から1年間
29	警備員検定合格証明書書換え手数料	2,200	全額	原則として被災した日から1年間
30	警備員検定合格証明書再交付手数料	2,000	全額	原則として被災した日から1年間
31	探偵業変更届出証明書交付手数料 ※	1,600	全額	原則として被災した日から1年間
32	探偵業届出証明書再交付手数料 ※	1,100	全額	原則として被災した日から1年間

	減免の対象	金額	減免額	申請期間
33	自動車運転代行業認定証再交付手数料 ※	1,700	全額	原則として被災した日から1年間
34	自動車運転代行業認定証書換え手数料 ※	2,100	全額	原則として被災した日から1年間
35	駐車監視員資格者証再交付手数料	1,800	全額	原則として被災した日から1年間
36	道路使用許可証交付手数料	2,300	全額	原則として被災した日から1年間
37	道路使用許可証再交付手数料	400	全額	原則として被災した日から1年間
38	自動車保管場所証明書交付手数料	2,100	全額	原則として被災した日から1年間
39	自動車保管場所標章交付手数料	500	全額	原則として被災した日から1年間
40	自動車保管場所標章再交付手数料	500	全額	原則として被災した日から1年間
41	運転免許証再交付手数料（第一種又は第二種）	2,250	全額	原則として被災した日から1年間
42	運転免許証再交付手数料（仮免許）	1,150	全額	原則として被災した日から1年間
43	運転経歴証明書再交付手数料	1,100	全額	原則として被災した日から1年間

※ 上記表内の※印が付された手数料は、条例改正により令和6年4月1日以降は徴収しないので減免申請は不要です。

### 3 免除申請に必要な書類

- (1) 手数料免除申請書（警察署窓口または別記様式※1を印刷してください。）
- (2) 市町長が発行するり災証明書（り災証明書がない場合は窓口へご相談下さい。）

### 4 手数料をすでに納付された場合

- (1) 手数料還付申請書（警察署窓口または別記様式※2を印刷してください。）
- (2) 市町長が発行するり災証明書（り災証明書がない場合は窓口へご相談下さい。）
- (3) 後日、口座振込みとなりますので、本人名義の預金通帳又は口座情報がわかるものがが必要です。

### 5 お問い合わせ先

減免対象	お問い合わせ先			
手数料No. 1～22の 風営、銃砲等関係手数料	福井県警察本部 電話 0776-22-2880	生活安全部生活安全企画課		福井県内の 各警察署
手数料No.23～32の 警備業等関係手数料		交通部交通企画課		
手数料No.33～34の 自動車運転代行関係手数料		交通部交通指導課		
手数料No.35の 駐車監視員関係手数料		交通部交通規制課		
手数料No.36～40の 道路使用等関係手数料	交通部運転免許課 電話 0776-51-2820	第一種・第二種	免許係	
手数料No.41～43の 運転免許証等関係手数料		仮免許	試験係	
		経歴証明書	免許係	

免除申請にあたっては、事前にご相談、お問い合わせ下さい。